

# 熊本地震に係る被災代替家屋特例の適用申告について

## 八代市

熊本地震により、滅失または損壊した家屋（被災家屋。ただし、り災証明書の被害の程度が半壊以上のものに限る。）の所有者等が、令和5年3月31日までに被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合または被災家屋を改築した場合には、当該取得または改築された家屋（代替家屋）の税額のうち被災家屋の床面積相当分（一部改築の場合は、被災家屋の床面積から改築部分以外の床面積を控除した床面積相当分。）について、その取得または改築した年の翌年から4年度分につき、固定資産税を2分の1に減額する特例措置が設けられています（地方税法第352条の3）。

この特例措置の適用を申告する場合は、次の要領により申告してください。

### 特例措置の概要

平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋に係る固定資産税の特例の適用要件は、次のとおりです。

#### 1 適用対象者

- (1)被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持分を有する者を含む。）
  - (2)被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人
  - (3)代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
  - (4)被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
- ※被災家屋の所有者とは、平成28年4月14日現在の所有者をいう。（震災時点で家屋を所有しておらず、震災後に新たに取得した場合は対象となりません。）

#### 2 被災家屋の要件

次の(1)、(2)の両方を満たすこと

- (1)平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋  
※り災証明書の判定が「半壊」以上であること（又は、平成28年度分の固定資産税において、減免が適用されていること）
- (2)新たに被災家屋に代わる家屋を取得した場合は、被災家屋の取り壊し又は売却等の処分がなされていること  
被災家屋を改築した場合は、当該被災部分の取り壊しがなされていること

#### 3 代替（適用対象）家屋の要件

- (1)被災家屋に代わるものとして取得した家屋  
※原則として種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
- (2)被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの  
※改築とは、被災した部分を取り壊し、補完部分を再構築（増築）するものであり、修理は改築にはあたりません。

#### 4 取得期限

平成28年4月14日から令和5年3月31日までの間に取得又は改築した家屋

#### 5 対象範囲

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します。

## 提出書類

### 1 被災家屋が平成 28 年熊本地震により滅失又は損壊した旨を証する書面

⇒り災証明書(写)、減免決定通知書(写)等

### 2 被災家屋が所在したことを証する書面

⇒被災家屋が所在した市町村が発行する平成 28 年度固定資産税名寄帳(写)、課税台帳記載事項証明書(写)等

※被災家屋が八代市に所在した場合は、上記書面の提出は不要です。

※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要です。

### 3 被災家屋の処分を確認できる書面

⇒解体契約書(写)、売買契約書(写)、解体完了通知書(写)等

### 4 その他

(1)平成 28 年 1 月 2 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に取得し、被災した家屋については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書面

⇒不動産登記簿謄本(写)、建築請負契約書(写)、売買契約書(写)等

(2)代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書面

・相続人⇒戸籍謄本(写)

・代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

⇒戸籍謄本(写)と住民票(写)

・合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等

⇒法人の登記簿謄本(写)

※必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

### 5 提出期限

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の 1 月 31 日

### 6 提出先

八代市役所 資産税課

※必要に応じて被災家屋の所在した他の市町村に問い合わせをする場合があります。